

【令和7年度 物価高騰対策支援給付金（障害）】FAQ

番号	種別	Q	A
1	目的	今回の支給を行う目的について知りたい。	エネルギーコストや食材費等の高騰が続き、影響を大きく受けている区内障害福祉サービス事業所への緊急的な支援策として、国の交付金を活用して行うものです。
2	支給対象	サービス系統によって金額に差があるのはなぜか。	申し訳ございませんが、限られた資源の中でより物価変動の影響の大きいと考えられる事業所へ優先配分しています（入所施設や通所施設、燃料費等の影響の大きい訪問入浴サービス事業所）。
3	支給対象	法人本部が北区内にないと支給対象にはならないのか。	法人本部の所在地は問いません。 本事業については、 事業所の所在地が北区内であることが1つの条件となっております。
4	支給対象	同じ所在地に、別の事業所が存在する。 事業所としては両方とも申請しても問題ないか。	サービス系統が異なる場合であれば、いずれの事業所もご申請いただけます。 例えば、共同生活援助（入所・居住系サービス事業所）、就労移行支援（通所系サービス事業所）が同所在地にあることが想定されますが、「入力シート②」上で行を分けてご記入ください。 反対に、同じサービス系統の事業所が同所在地に複数存在する場合はどちらか1つ選択していただき入力をお願いします。 例えば、就労継続支援と自立訓練の事業所（いずれも通所系サービス事業所）が同一所在地にそれぞれある場合はどちらか片方選択していただき、「入力シート②」に入力してください。
5	支給対象	令和7年10月1日から休止している事業所があるが、対象に含まれるか。	基準日（令和7年12月1日）時点で休止している事業所は、対象外となります。
6	支給対象	令和7年12月31日で廃止予定の事業所があるが、対象に含まれるか。	基準日（令和7年12月1日）時点で運営していても、交付決定日までに廃止が予定されている場合は対象外となります。 交付決定日の目安ですが、ご申請（提出内容に誤りがない場合）から、約3週間～1ヶ月程度を想定しています。
7	支給対象	基準日で休止・廃止していないことが条件の1つにあるが、基準日（令和7年12月1日）に開設する場合は対象に含まれるか。	支給対象となる事業所の条件の1つとして、 令和7年4月1日以降、継続して事業を運営している事業所 としています。 そのため、基準日当日に事業所を開設する場合は、支給の対象には含まれません。
8	支給対象	以前事業所を休止していたが、令和7年12月1日時点では再開している。 この場合は支給対象となるか。	支給に係る基準日は令和7年12月1日ですが、別途、支給対象となる事業所の条件として、 令和7年4月1日以降、継続して事業を運営している事業所としています。 そのため、今回の支給の対象とはなりません。

【令和7年度 物価高騰対策支援給付金（障害）】FAQ

番号	種別	Q	A
9	支給対象	令和7年8月1日に開設した事業所があるが、対象に含まれるか。	支給に係る基準日は令和7年12月1日ですが、別途、支給対象となる事業所の条件として、令和7年4月1日以降、継続して事業を運営している事業所といたします。そのため、今回の支給の対象とはなりません。 なお、今回の通知は区内障害福祉サービス事業所へ一斉に郵送またはメールにてお送りしています。支給条件を満たすかどうかの精査を事前に行っておりませんので、大変申し訳ございませんが、対象外の場合はご放念ください。ご理解の程、お願ひいたします。
10	支給対象	今後の電気・ガス料金等に活用して良いのか。	本事業は、 <u>令和7年4月1日からの1年間分</u> として支給します。 したがいまして、令和8年3月31日までの分に活用するのであれば、差し支えありません。
11	支給対象	通所系のサービス事業所で、食事の提供を行っていないが、申請は可能か。	提供を行っていなくても申請可能です。物価高騰している他の経費にご活用ください。
12	支給対象	就労移行支援事業所と短期入所の事業所は事業所番号が同じだが、それぞれ支給対象になるか。	事業所番号が同一であるかどうかに関わらず、そのサービス系統ごとに支給対象となります。
13	申請方法・内容	申請者名は、事業所の管理者でも良いか。	本事業は、 <u>法人単位</u> でのご申請となっております。 事業所の管理者ではなく、 <u>貴法人の代表者名</u> をご記入ください。
14	申請方法・内容	事業所ごとに振込先口座を分けたい。	申し訳ございませんが、振込先口座を分けて対応することはできません。 申請者（法人）口座は、 <u>1法人につき1口座</u> でご申請ください。
15	申請方法・内容	振込口座は、事業所のものでも良いか。	原則として、法人口座をご指定ください。 やむを得ず事業所等の口座とする場合は、 <u>委任状が別途必要</u> となります。 委任状が必要な場合はメールにてご連絡ください。様式を送付いたします（データでご提出が可能です）。
17	申請方法・内容	申請可能な金額（満額）よりも少ない給付額で支給を受けたい。	申し訳ございませんが、承っておりません。
18	申請方法・内容	法人として申請可能な事業所数のうち一部の事業所数で支給を受けたい。	可能です。給付を希望しない事業所については申請の際に除いてください。
19	申請方法・内容	支給申請書など、Excelデータでの提出ができない。紙で提出して良いか。	支給事務を速やかに進めるため、データでのご提出についてご理解・ご協力ください。
20	申請方法・内容	申請後、支給されるまではどの程度かかるか。	順次処理を行ってまいりますが、 <u>区での内部処理の関係上、ご申請（提出内容に誤りがない場合）から、概ね1か月半程度</u> はお待ちいただきますようお願いします。

【令和7年度 物価高騰対策支援給付金（障害）】FAQ

番号	種別	Q	A
21	申請方法・内容	請求書への押印は不要なのか。	全庁的に、行政手続のオンライン化を推進し区民サービスの向上と事務の効率化を図る観点から、データ提出としており、押印は不要です。
22	併給	東京都の「障害者施設等物価高騰緊急対策事業」について、今回の北区の支給事業と併給可能か。	東京都の補助では、対象経費が光熱費や食材費等に限定されていますが、北区の補助では使途を制限していませんので、物価高騰に係る事務所運営経費（例えば衛生用品の購入など）に補助を活用することで併給可能です。ただし物価高騰に当たらない経費には活用できませんのでご注意ください（人件費：物価とは言えない 水道代：都内は値上げしていない）。 なお、東京都の補助と北区の補助を両方受ける場合で、補助の活用先が重複する場合、東京都の制度に従ってください。
23	その他	この給付金の支給を受けた場合は、物価高騰を理由とした食費、居住費などの値上げはできないのか。	本事業は、物価高騰による障害福祉サービスの提供に対する影響の軽減や、利用者負担の増加防止を目的として行うもので、 <u>令和7年4月1日からの1年間分として</u> 支給します。 したがいまして、令和7年度中において、給付金の支給後におきましては、この給付金の活用により賄える限り、エネルギーコスト（電気・ガス料金）や、食材費等の高騰を理由とした値上げは行わないよう、ご理解・ご協力をお願いします。 なお、この給付金の活用においても、値上げを行わなければ事業運営に重大な支障がある場合は、この限りではありません。
24	その他	領収書・レシートの提出は必要か。	区への提出は不要ですが、5年間保管をお願いします。指導検査等の際に確認させていただく場合があります。
25	その他	領収書・レシートの他、どのような書類の保管が必要か。	利用者へ食事提供を行っている場合は、それを証明する書類（契約書、料金表、献立表など）が想定されます。